

〔紹介〕

望月家文書

望月家文書は、旧森藩領玖珠郡岩室村（現玖珠郡玖珠町岩室）の幕末の庄屋であつた望月家に伝わつたもので、最近、大分県立図書館が購入したものである。総点数は凡そ一、〇〇〇点で、年代的には幕末から明治中期にかけてのもので、江戸中期以前のものを欠いている。

しかし、旧森藩領の農村史料としてまとまつたものは、管見に入つたものとしては、旧日田郡諸留村大庄屋麻生家の文書ぐらゐりしかないもので、数少い旧森藩領の農村史料の一つとして貴重である。このような史料が県立図書館において保存され、一般の利用に供されるようになることは喜ばしい事である。

旧森藩は、慶長六年（一六〇二）、久留島長親が徳川家康より、日田・玖珠・速見の三部に一万五千石を与えられ、森町に館を構えて以来、明治四年の廃藩置県まで存続した、豊後七藩の一つである。

藩領は膝下の玖珠郡一町一〇か村、日田郡一四か村、速見郡一町二か村よりなつていた。岩室村は玖珠郡一〇か村の一であつて、明暦三年（一六五五）、その一部（明治元年で五百石余）が久留島通清の弟通貞に分封された。本藩に属した岩室村は、明治元年（一八六八）、

村高一〇一五石余、本門百姓一三二二人、総人数五六五人であつた。同郡の森、帆足、山下、太田の諸村とともに森藩の中心部分となしてゐた。

森藩においては、とくに膝下の玖珠郡では、庄屋は世襲とは限らず、「軋村庄屋」が多かつた。今、岩室村の歴代の庄屋を列記すると次の様である。

- 寛文五年（一六六五） 助之進
- 正徳五年（一七一五） 七郎兵衛
- 寛延三年（一七五〇） 兵太夫
- 明和六年（一七六九） 兵右衛門
- 文化二年（一八〇五） 茂一郎
- 全 四年（一八〇七） 兵太夫
- 文政初年（一八一八頃） 帆足 仁八郎
- 弘化三年（一八四六） 帆足 寛 治
- 嘉永三年（一八五〇） 仁八郎
- 全 五年（一八五二） 大谷 晋 吉（森村兼帯）
- 全 六年（一八五三） 宿利 源 吉
- 文久三年（一八六三） 衛藤 健 造
- 慶応二年（一八六六） 望月 晋次郎

明治元年（一八六八）より 望月惣造

全 四年（一八七一）より 望月寿知

とくに、幕末の庄屋の交替はめまぐるしい程である。明治四年の廃藩置県により、庄屋が廃され、望月惣造が^{せんせ}邸正（^{りせい}里正）に任命された。

新行政区劃の設定によつて、岩室村は第七大区第四小区となつた。

望月家文書の主なものは、次の様である。

1 土地関係（約七〇点）

寛文六年 畑方検地帳（一冊）、明和九年 田方名寄帳（三冊）

畑方名寄帳（五冊）、明治二年 田方名寄帳（二冊） 同年 田畑高

反別帳（六冊） 明和六年―明治七年 村中田島売渡證文庄屋裏印控

帳（三冊）等で、農民の土地所有とその移動の状態を知ることができ

る。土地移動は幕末までほとんどが年限をきつた質入れである。このことは、他領においては、時代が下るにしたがつて永代売買が行われるようになるのに比べて、甚だ特異である。

2 租税関係（約九〇点）

岩室村の年貢については、明和九年 田畑御免物成帳（二冊）、文

政九年 田方御物成米勘定名寄帳（一冊）、弘化二年 田畑御免物

成帳（一冊）、嘉永六年―文久二年の年貢皆済状控（一冊）、文久

三年 田畑御免物成帳（一冊）によつて、明和九年、文政九年、弘化

二年―明治元年の状況を知ることができる。年貢率は村内の各組（今の小字に当る）ごとに定められていた。最高は田方では岩室本村の八

ツ八分（高の八八％）、畑方では同村の六ツ四分、最低は田方は平谷

の三ツ六分、畑方は仲田の一ツ二分であつた。大体において平地に高く、山地に低い。これは耕地の条件を勘案して、年貢負担率の平準化

をはかつたものと思われる。実際の年貢負担量は、右によつて、計算された数字から、その年の作柄に応じた引き分があつて、嘉永五年が

五七〇石余で最も多い。最低は明治元年の三五五石余。個人別の負担

状況は、文政九年（田方御物成米勘定名寄帳）、弘化二年（田方御物

成米勘定名寄帳、島方同）、同三年（田方同）、慶応二年（田方名寄帳） 同 三年（田方同、畑方同） 同四年（田方同）、明治二年（

田方同）、同三年（米方年貢勘定帳）が知られる。慶応三年では、庄屋望月晋次郎が五八石余で、抜群で、一〇石以上一六石までが四人、

五石以上二〇石未満が三人、残一〇五人は五石未満である。この一〇五人は小作その他で収入を補わなければ生活できない人々であつたと

思われる。

3 地租改正関係（約一四〇点）

明治八年に地租改正が行われたが、それに先立つて明治六年に恐らく地券交付のためであるう、土地の調査が行われた。（岩室村土地取

調帳（三冊） 八年に地租改正のための調査が行われた。地租改正ニ
付野引絵図（八冊）、地価取調帳（二六冊）がある。十九年には再改
正があつて、反別地価書出帳（二冊）が残つている。その間、落地（
調査もれの地か）地価取調帳（八冊）、落地反別等級取調帳（三冊）、
地目変換地価取調帳（四冊） 異動地地価取調帳（八冊）、異動地地
価訂正下帳（三冊） 開墾地反別訂正地価取調帳（六冊） 畦畔廢除
反別訂正地価取調帳（三冊） 誤謬地反別地価取調帳（一〇冊）が作
られた。

明治八年の地価取調帳は村内の全耕地、山林、原野、宅地などおよ
そ二、三〇〇筆を網羅して、地租改正の状況を知ることが出来る。
現在、地租改正の研究は府県の史料の利用にとどまつている段階であ
るから、江戸時代の土地関係の帳簿との比較・対照によつて、村にお
ける具体的な状況を知らうのではないか。（絵図参照）

この地租改正関係史料は、望月文書の中ではもつともまとまつた史
料である。

4 入会林野関係（約二二〇点）

山林・原野は、江戸時代から明治期に至るまで、農民がそこから肥
料・飼料・燃料を採取する、農民の生産活動に欠くことのできない重
要な土地である。したがつて、山林・原野は多くの場合、村の共同所

有であり、農民の共同利用（入会）に供されてきた。先へのべた本門
百姓というのは、村民として一人前の権利を持ち、義務を負う百姓の
ことで、入会に關していえば一人前の共同利用の権利（入会権）をも
つ百姓である。最近、同郡日出生京が濱魯地として自衛隊に買上げられ
て、その土地の権利に問題とされたが、それはこれに關係して
いる。

岩室村は多くの山林・原野を有しているので、岩室村の農民だけで
なく、他村の農民もそれを利用して来た。例えば、字小松ヶ坂下の共
有地は、岩室村（一一五人）、森村（六四人）、帆足村（一一七人）
太田村（三〇人）、綾垣村（不明）一以上森領一、大隈村（三六人）
四日市村（二九人）、塚脇村（一九人）、一以上天領一の八か村の入
会地であつた。

望月家文書の中のこの関係の文書は、主として、入会地をめぐる紛
争と和解に關するもので、それを通じて入会地の様子を知ることがで
きる。今、主なものをあげよう。

(1) 享保一五年から万延元年までの、岩室村の内、相之迫組と森村
の内、小野組との紛争についてのもの。

(2) 正徳五年、文化八年、文政八年、嘉永五年、明治三年の各年の、
岩室村と天領大隈村との紛争についてのもの。

- (3) 嘉永二年の岩室村と帆足村との間の紛争についてのもの
 (4) 嘉永三年の岩室村と天領松木・書曲両村との紛争についてのもの。

(史料はいずれも一紙の文書で、文書名はあげなかった)

5 日記類 (二三冊)

これは公用日記と私日記とに分けられる。公用日記は庄屋の日記で、村と藩との関係、村民の動きを知ることができる。安政六年、万延二年、文久四年、慶応二年、同三年、同四年(明治元年)、明治二一六年の一四冊がそれである。私日記は望月寿知の個人の日記で、望月家のこと、寿知のことを知らせてくれる。明治一〇年から二一年の間の九冊がある。

6 望月家の経済に関するもの。

安政七年 万控帳、明治四年 錢出入帳、同七年 米金出入帳、同
 一四年 同一七年当座貸借帳、同二五年 金銭出納簿がある。これから知られる望月家の経営は、小作と金融とであつたようである。

7 地図(約九〇点)

主として、地租改正時の耕地地図と各種村地図(入会関係、川普請関係等)である。最も古いのは、寛文五年の岩室村境絵図控である。

これはその傍書から、明暦元年の分知の際に本藩に属する岩室村の境

界をはつきりさせたものらしく思われる。傍書中、半八郎とあるのは半八郎、すなわち通貞であろう。

以上で望月家文書の紹介を終る。戦後、この種の文書がどん／＼散逸していった。地域の歴史を明らかにするために、散逸が防がれ、かくれたる文書が発掘される必要がある。

〔野口喜久雄〕